

2016年度点検・評価シート

I 評価項目・担当部局

対象部局	法学部
評価基準1	理念・目的
点検・評価項目(1)	1-1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。
評価の視点	理念・目的の明確化
	設置の主旨や歴史からみた理念・目的の適切性
	個性化・独自性、国際化への対応
点検・評価項目(2)	1-2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。
評価の視点	構成員に対する周知方法と有効性
	社会への公表方法
点検・評価項目(3)	1-3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

II 【点検・評価項目ごとの現状説明】

1-1	<p>法学部は、1973（昭和48）年に、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献すること」（法学部「設置要項」）を理念・目的として創設された。創設にあたり法学部は法律学科のみを有する学部として出発したが、1990年には、「地域からの国際化」を担う人材の育成を目的として政治学科を増設し、2学科を擁する学部となった。</p> <p>法律学科と政治学科を備えたことにより、法学部は法学および政治学のそれぞれの専門的知識のみならず互いに隣接する分野に関わる知識を広く教授し、学校教育法第83条の趣旨を具現する体制を整えた。そして現在、「東西文化の融合」をめざした建学の精神を現代的に捉え直した「アジアから世界へ—多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」の理念に基づき、国際性豊かな法律家、公務員、ビジネスマンなど有為な人材の育成を目指している。</p> <p>このような設立理念に基づき、学部および学科の教育研究上の目的は、次のように学則に定められている(A1-1 第2条の2 第4号)。</p> <p>法学部は、法学および政治学に関する専門知識を教授することにより、広い視野に立ち、論理的に物事を考え、正しい判断ができる、バランス感覚に満ちた人材を育成することおよび法学・政治学の各分野において創造的で水準の高い研究成果を継続的に世に問うていくことを目的とする。</p> <p>法学部法律学科は、法に関する学識を修め、専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。</p> <p>法学部政治学科は、政治学に関する学識を修め、専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。</p>
1-2	<p>法学部と両学科の教育研究上の目的は、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」と併せて、学部ホームページと法学部の『履修の手引き』に明記し、学生に周知を図っている。教員に対しては教授会において自己点検・評価結果を審議し、周知させている(A1-11 ii～iv、B1-6、B1-22 d2-表1)。</p>
1-3	<p>各年度末の教授会で自己点検・評価結果を審議・承認することにより、学部の理念・目的の適切性を検証している(B1-16)。</p>

【効果が上がっている事項】

1-1	
1-2	
1-3	

【改善すべき事項】

1-1	なし。
1-2	大学構成員に対する周知度が検証されていない。
1-3	なし。

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

A1-1	大東文化大学学則
A1-6	大学案内「CROSSING2016」
A1-11	法学部 履修の手引き 平成28（2016）年度入学生用
B1-1	大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023
B1-4	『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）
B1-5	大学ホームページ（建学の精神・教育の理念） http://www.daito.ac.jp/information/about/idea.html
	大東文化大学の基準別基本方針 http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html

<p>B1-6 大学ホームページ（情報公開） http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html</p> <p>B1-16 大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動） http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html</p> <p>B1-18 大東文化大学基準別基本方針</p> <p>B1-22 大学データ集</p> <p><大学基礎データ></p> <p>d 1-表 1 全学の設置学部・学科・大学院研究科等（2016年4月1日現在）</p> <p>〔追加資料〕</p>
--

Ⅲ 【達成目標】 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの		評価				
				2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～ 2018)	1-2・法学部の教育研究上の目的を法学部専任教員および学生に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・法学部の教育研究上の目的を掲載する配布物を作成する。 ・法学部構成員の上記目的の周知度等が定期的に検証され、それが教授会に報告される。 	→			S		
					S			
14年度 目標	1-2・「法学部履修の手引き」に法学部の教育研究上の目的を掲載する。	「法学部履修の手引き」に教育研究上の目的が掲載される。	→	S				
	1-2 教育研究上の目的の構成員に対する周知度等を検証する組織を設置する。	左記の権限を有する組織の設置が教授会において決議される。	→	C				
15年度 目標	1-2 教育研究上の目的の構成員に対する周知度等を検証する組織を設置する。	左記の権限を有する組織の設置が教授会において決議される。			C			
16年度 目標	1-2 14/15年度目標に掲げた周知度を検証する組織の設置に代えて、教職員に対して周知度を測定するアンケートを実施する。	先のアンケートが実施され、教授会において報告される。				S		